

議長（福田会長）

会議資料 10 ページの議案第 35 号「水道関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（溝口上下水道局次長）

それでは、議案第 35 号「水道関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 水道事業は、宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。

2 上河内町の簡易水道事業は合併時まで廃止し、宇都宮市の水道事業に統合する。

3 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。

4 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 年～5 年で段階的に調整する。

5 水道加入金は、一般家庭のほとんどが該当する口径 13 mm 及び 20mm 金額が最も安価である宇都宮市の料金制度に統一することといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたしますので、参考資料の 41 ページをお開きください。

区分 2 の水道拡張事業計画についてであります。宇都宮市におきましては、河内町を含め、計画期間平成 6 年から 32 年、計画給水人口 49 万 500 人、総事業費 447 億円、計画終了後の水道普及率 100%。また、上三川町さんにおきましては、計画期間平成 16 年から 25 年、計画給水人口 3 万 2,600 人、総事業費 49 億円、計画終了後の水道普及率 97%の計画がありますが、合併後 3 年以内に新市としての計画を策定いたします。

3 の水道料金についてであります。一般家庭で平均してご利用いただいております口径 20mm で、月 20 立米で見ますと、宇都宮市 3,197 円、上三川町 3,045 円、上河内町 3,130 円とほぼ同様の料金となっております。上三川町が用途別の採用や毎月徴収の実施等で他市町と異なっており、水道料金等審議会の審議を経た上で、合併後 3 年から 5 年で段階的に調整してまいります。

4 の水道加入金についてであります。一般家庭で平均してご加入いただいております口径 20mm で見てみますと、宇都宮市 11 万 8,650 円、上三川町 14 万 1,750 円、上河内町 12 万円、河内町は宇都宮市と同じとなっております。一般家庭のほとんどが該当します口径 13 mm 及び 20mm の金額が最も安い宇都宮市の料金に統一いたします。

先進事例につきましても記載のとおりであります。料金などは段階的に統一する例がほとんどでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 35 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。

説明にありましたように、宇都宮市は平成 32 年に 100%、上三川町は 25 年に 97%の目標を掲げて現在計画を推進中ではありますが、合併後 3 年以内に新しい計画を策定するというところでございます。そしてまた、上三川町は水道料金の徴収月が毎月、ほかは隔月というところでございますが、これらについては 3 から 5 年で段階的に調整するというところでございます。水道の加入金については安くなるということですので、好ましいことであると思います。ご意見はございませんか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 35 号「水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 35 号は原案のとおり決定といたします。